

5 豚コレラへの対応について

長野県の状況

● 防疫対策の徹底

- 豚コレラのまん延防止のためには防疫対策の徹底が必要

取組

○ 特定家畜伝染病予防法に基づく措置並びに本県として独自の対応を実施

- 迅速な防疫措置（発生から72時間以内に防疫措置完了 2,482頭処分、延べ900人動員）
- 車両消毒ポイントの設置（2か所、28日間 延べ388台）
- 監視強化区域を設定し、死亡野生いのしし個体の監視体制を強化（個体調査34頭）
- 監視対象農場における抽出による精密検査の実施（13農場 延べ800頭検査）
- 養豚農場への媒介動物の侵入防止を図るための電気牧柵等設置に対する補助事業を創設
- 関連農場へサーモグラフィの貸与（13農場）

● 畜産農家の経営支援

- 本県の畜産振興のためには、発生農場及び関連農場の経営再建に向けた支援が必要

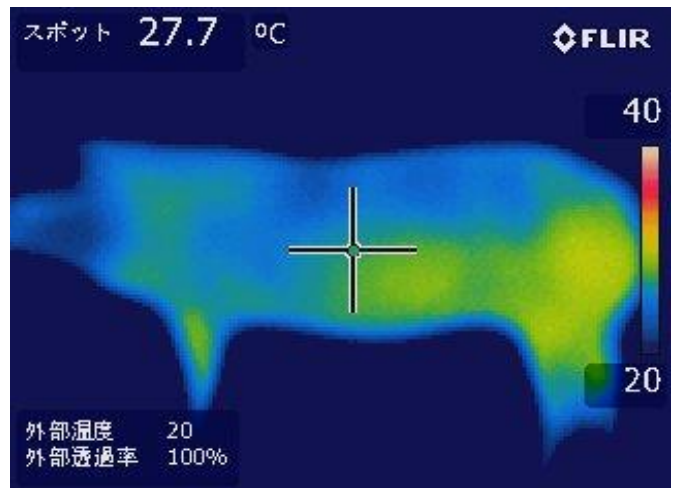
取組

○ 経営相談及び被害調査の実施

- 養豚農家等への経営支援のため、**家畜保健衛生所等に相談窓口を設置**（防疫相談14農場、経営相談10件）
- 発生農場1カ所及び監視対象農場13カ所の被害調査**を実施（家畜の移動制限に伴う損失等）【国費及び県費による支援予定】
- と畜場や関連施設及び移動自粛を要請した農場の損害調査**を実施（と畜場営業自粛に伴う農家等の損失）【県費による支援予定】



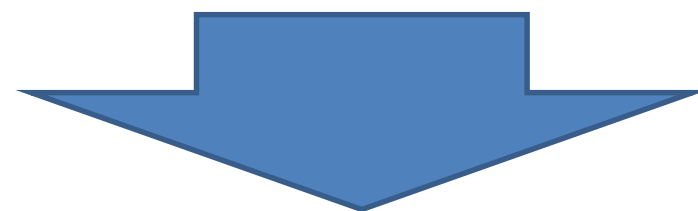
車両消毒の様子



サーモグラフィによる体温測定

課題

- 野生イノシシにおいても豚コレラの感染が拡大していることから、**野生イノシシを介した養豚場への伝搬が懸念**されている
- 海外由来とされるウイルスの侵入や、感染力の強いアフリカ豚コレラが近隣国で発生しているため、**水際検疫の強化が必要**であるが、**松本空港等の地方管理空港では税関職員が対応**し、問題があった場合に動物検疫所（本県の場合は横浜）に連絡する体制となっているため、対応に遅れが生じる
- 豚コレラが発生した場合、**発生農家は、経営的に非常に大きなダメージを受ける**ため、経営継続への意欲はあるものの、断念せざるを得ない状況も想定される



提案・要望

1 まん延防止対策の確立及び徹底

- ① 野生イノシシ等の野生動物によるウイルスの伝搬を防止するため、個別農場が行う電牧柵、物理柵、防鳥ネット等の**侵入防止対策を支援する事業を創設**すること
- ② まん延の原因と疑われている**野生イノシシに対する経口ワクチンの摂取の検証を行う**とともに、本年4月23日及び5月15日に発生*した岐阜県中津川市の野生イノシシ豚コレラ感染事例では、長野県の県境においても感染が確認され、本県へのウイルスの侵入リスクが高まっていることから、**長野県における経口ワクチン散布について検討を進める**こと

* 2019.5.27現在

2 国外からの侵入防止対策の強化

国内の空港、海港等における検疫体制の強化・徹底を図るとともに、**松本空港等の地方管理空港**における海外からのチャーター便等に対しても、**拠点空港等と同様に動物検疫官が検疫業務に当たる体制を整備**すること

3 家畜伝染病予防法に基づく手当金の非課税化

発生農場に対する殺処分家畜等に係る手当金は経営再建の資金となることから、**課税対象とならないよう特段の措置を講じる**こと